

<訪問買取りがクーリング・オフできるようになりました>

Q.「不用品など何でも買取る」と電話があり業者が来訪した。「貴金属はないか」と聞いてきたので、「ない」と答えると、「あるだろう」としつこく言われ仕方なくネックレス等を数点見せたところ「売って欲しい」と言われた。断わったが帰ってくれないのであきらめて売却した。翌日、考え直し「返して欲しい」と連絡したが、「すでに手元がないし、クーリング・オフできない」と断られた。クーリング・オフはできないのか。

A. 訪問した業者に貴金属や着物等を買取られる「訪問購入」について、クーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。契約をしたとしても商品をその場で引き渡す必要はありません。

また、飛び込みの勧誘やしつこい勧誘、買取る物品の種類を言わないで勧誘することも禁止されました。消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合や、自動車・家具・家電・本、CDやDVD、ゲームソフト類・有価証券については、クーリングオフ対象外です。

センターからのアドバイス

売却をしたくない場合はきっぱり断り、強引な勧誘等があれば消費生活センターに相談してください。

問い合わせ先 富岡市消費生活センター 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階 ☎63-6066

滞納者の財産差押さえの実施状況

町では、税の公平性の観点から滞納者の財産差押さえ処分を強化しています。平成23～24年度の差押さえ件数及び差押さえ財産の換価による税収は、次のとおりです。

	差押件数		換価による税収	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
預金差押	2件	13件	163,500円	446,203円
年金差押	0件	1件	0円	140,000円
給与差押	1件	3件	509,528円	416,823円
不動産差押	1件	5件	0円	0円
動産差押	0件	0件	0円	0円
その他の債権差押	4件	5件	20,000円	712,330円
差押合計	8件	27件	693,028円	1,715,356円

軽自動車税の納付は5月31日(金)までに忘れずに!

- ◆納期限までに、お近くの金融機関、役場またはコンビニエンスストアにて納付してください。
- ◆障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、軽自動車の所有者など一定の条件を満たしている場合には、申請により軽自動車税が減免になる制度があります。5月中旬に納付書が郵送されますので、ご希望の方は納付書・印鑑・身体障害者手帳を持って減免申請をして下さい。〔5月24日(金)まで〕
なお、普通乗用車もお持ちの方はどちらか一台になります。
- ◆特種用途自動車(身体障害者輸送用の車両)の所有者は、その形状により該当するものは減免の対象になります。ご希望の方は納付書・車検証・印鑑を持って減免申請をして下さい。〔5月24日(金)まで〕

問い合わせ先 総務課 税務係(内線335)



5月12日は民生委員・児童委員の日です。 さらに、5月18日までは 「民生委員・児童委員活動強化週間」です。

※民生委員・児童委員の日は、地域の方々に民生委員・児童委員の活動や役割について理解を深めていただく目的をもって決められています。

キャッチフレーズ～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

下仁田町には40名の民生委員・児童委員（主任児童委員2名含む）がおり、以下の活動を通して、福祉が充実した住みよい下仁田町を目指して活躍しております。

民生委員・児童委員の役割（抜粋）

○地域・在宅福祉活動

社会福祉協議会や関係機関・団体等と協働して福祉活動を行っています。

○相談支援活動

さまざまな相談を受けて、解決に向けて支援をする活動をしています。

○調査・実態把握

世帯の支援に必要な実態把握に努めています。

お問い合わせ先 健康課福祉係（内線325）

「人権擁護委員の日」全国一斉特設人権相談について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念として、特設人権相談所を開設します。

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方は気軽にお越しください。料金は無料で秘密は固く守ります。

なお、特設相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受けつけておりますので、お気軽にご利用ください。

下仁田町は
6月4日（火）13時～16時
下仁田町公民館で行います。

全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110

問い合わせ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466

人権擁護委員を紹介します

平成25年4月1日付けで上小坂の齋藤清さんが引き続き法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。今後も人権相談・人権啓発・人権救済など各種の人権擁護活動の場でご活躍いただきます。



人権相談

日 時 5月16日（木）、6月4日（火） 午後1時～4時

場 所 下仁田町公民館3階 ボランティア室

問い合わせ先 住民係（内線332）